

廿日市市保健福祉審議会専門部会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、廿日市市保健福祉審議会条例（昭和60年条例第8号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、条例第7号に規定する専門部会（以下「専門部会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門部会)

第2条 専門部会及び専門事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域共生専門部会 地域共生社会の実現に関する事項
- (2) 障がい福祉専門部会 障がい者の保健福祉に関する事項
- (3) 児童福祉専門部会 子どもの保健福祉に関する事項
- (4) 高齢福祉専門部会 高齢者の保健福祉及び介護保険に関する事項
- (5) 健康増進専門部会 健康増進及び食育に関する事項

(部会長及び副部会長)

第3条 専門部会に条例第7条第2項に規定する部会長を置く。

2 専門部会に副部会長を置く

3 部会長は、会務を総理し、専門部会を代表する。

4 副部会長は、専門部会委員のうちから部会長が指名する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第4条 専門部会の庶務は、健康福祉部において行う。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営に関して必要な事項は、廿日市市保健福祉審議会（以下「審議会」という。）会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。